

中国の『釣魚島白書』と 領有権の主張



高井 晋
(尚美学園大学大学院客員教授)

はじめに

- 1 『釣魚島白書』と『固有の領土』
- 2 「釣魚島は中国の領土」の主張
- 3 第2次世界大戦の戦後処理
おわりに

はじめに

極東アジア経済委員会（ECAFE）の海底資源調査委員会は、1969年にタイのバンコクで東シナ海海底の油田埋蔵の可能性を報告したが、中国は、その後突如、尖閣諸島に対する領有権を主張し始めたのは周知のとおりである。日本は、1895年に尖閣諸島の領有措置をとり、一時期を除いてこれを実効的に支配してきた。すなわち、第2次世界大戦終了後の沖縄は、長期間にわたり米国により施政権が行使され、1971年6月17日の沖縄返還協定に基づいて、翌年5月14日に日本に返還された。日本は、沖縄とともに日本に返還された尖閣諸島を今日まで実効的支配を継続している。

中国外交部は、1971年12月30日、魚釣島などの島嶼を沖縄返還協定の「返還区域」に組み入れているのは、「中国の主権に対する大っぴらな侵犯である」との抗議声明を発表した。すなわち中国外交部は、①早くも明代にこれらの島嶼はすでに中国の海上防衛区域に含まれており、それは琉球すなわち今の沖縄に属するものではなくて、中国台湾の付属諸島であること、②中国と琉球とのこの区域における境界線は、赤尾嶼と久米島との間にあること、③日本政府は日清戦争を通じてこれらの島嶼を搾取したことを理由に、日本に抗議した¹。

1 「中華人民共和国外交部声明」1971年12月30日、『人民中国』2012年増刊号、30ページ。

さらに中国外交部は、同声明の中で日清戦争後に日本が台湾を割譲したことを強く非難し、「強盗」という外交上希有な表現で日本に抗議してきた。すなわち日本は、1895年4月、当時の清朝政府に圧力をかけて「台湾とそのすべての付属島嶼」および澎湖列島の割譲という不平等条約「馬関条約」に調印させたのであり、かつて中国の領土を略奪した日本侵略者の行動を「主権を持っている」ことの根拠にしているのは、まったく「剥き出しの強盗の論理」であると強弁したのであった。

中国政府は、1992年2月25日、「中華人民共和国領海および接続水域法」を制定し、2012年9月10日、同法に基づいて魚釣島とその付属島嶼の周辺領海に直線基線が適用される旨声明した²。また、中国外交部は、2012年9月10日、日本政府が尖閣諸島を購入したことに對して、日本政府のいわゆる「島購入」は、完全に不法かつ無効であり、日本が中国の領土を侵略したという史実はいささかも変えられないし、中国の釣魚島およびその付属島嶼に対する領土主権もいささかも変えられない³という。

尖閣諸島の領有権を主張する中国政府最大の弱みは、日本による尖閣諸島の領土編入措置以前はもとより、それ以後も ECAFE の報告まで75年間に亘って何ら領有主張を行ってこなかった点にある。この事実は、中国政府が尖閣諸島の領有権主張の背景に、同諸島周辺海域および海底における資源の独占を狙ったものであり、ついで海洋強国の建設を目指す中国人民解放軍海軍が太平洋方面に向けたルートを確認したいという安全保障上の理由が主たる目的であると推測される。

中国国務院新聞弁公室は、2012年9月10日、白書『釣魚島は中国固有の領土⁴』（以後、『釣魚島白書』）を発表した。本稿の目的は、中国政府の最も新しい公的見解である『釣魚島白書』に基づいて、中国が主張する尖閣諸島の領有根拠を国際法の観点から再吟味することにある。再吟味にあたっては、『釣魚島白書』のみならず、ほぼ同じ内容で、中国の領有主張をさらに詳細に分析した『釣魚島—中国固有の領土⁵』（以後、『固

2 「中華人民共和国政府の釣魚島およびその付属島嶼の領海基線に関する声明」2012年9月10日、『人民日報』2012年増刊号、29 - 30ページ。

3 「中華人民共和国外交部声明」2010年9月10日、『人民中国』2012年増刊号、32ページ。

4 中華人民共和国国務院新聞弁公室、白書『釣魚島は中国固有の領土』、2012年9月25日。

5 国家海洋情報センター編纂『釣魚島—中国固有の領土』、『人民中国』2012年増刊号、17 - 32ページ。

有の領土』)、そして「中国領土・主権の侵犯を許さず 中日友好関係は共同維持が必要」(以後、『主権の侵犯』)と題された『人民日報』の国紀平氏による論文⁶にも触れ、尖閣諸島に対する中国の国際法上の領有根拠を検討する。

1 『釣魚島白書』と『固有の領土』

(1) 『釣魚島白書』の基本的性格

『釣魚島白書』は、「前書き」に始まり、1. 魚釣島は中国固有の領土である、2. 日本は魚釣島を窃取した、3. 米日が魚釣島をひそかに接受したことは不法かつ無効である、4. 魚釣島の主権に対する日本の主張にはまったく根拠がない、5. 中国は魚釣島の主権を守るために断固として闘う、の目次があり、「結びの言葉」で終わっている。

『固有の領土』の目次は、1. 釣魚島の概況、2. 釣魚島は古来より中国の領土である、3. 日本と国際社会はかつて釣魚島が中国に属していたと明らかに認めていた、4. 釣魚島の主権に対する日本の主張は歴史的、法律的な根拠がない、5. 中国政府は釣魚島に対する主権を積極的に公表し、断固維持するとなっており、その論理構成は『釣魚島白書』と酷似している。『固有の領土』は、尖閣諸島の写真、地図、古文書、古絵図等を提示しつつ、尖閣諸島の領有根拠を詳細に展開しているが、『釣魚島白書』は、写真、地図、古文書、古絵図等は一切掲載されていない点からも、『固有の領土』を下敷きに急遽作成されたとの印象を受ける。

『釣魚島白書』の基本的性格は、「前書き」で釣魚島およびその付属島嶼は、中国の領土の不可分の一部であり、歴史、地理、法理のいかなる角度から見ても、釣魚島は中国固有の領土であり、中国は釣魚島に対して争う余地のない主権を行使していると述べ、尖閣諸島領有に対する中国の基本的立場を明らかにしている。

また、日本政府が尖閣諸島を購入したことに対する不満は、「結びの言葉」の中の次のような記述から窺い知ることができる。すなわち、釣魚島に対していわゆる「国有化」を実施したことは、中国の主権に対する重大な侵犯であり、1970年代の日中国交正常化と「日中平和友好条約」

締結時に「両国の先代の指導者」が達成した「了解と共通認識」に背くものであるという⁷。

日本は、日本法に従って私有地だった尖閣諸島を購入し国有地化したに過ぎないが、中国は、日本政府による尖閣諸島の「国有地化」を「国有化」と断じ、ことさら大袈裟に非難している。私有地の概念がない社会主義国では、「国有化」は「新たな領土の取得」を意味するのであり、中国は、「国有地化」を「国有化」と言い換え、これを口実に尖閣諸島の領土問題化⁸を画策している。また中国は、尖閣諸島の国有化は日本が仕掛けた現状変更であり、同諸島周辺海域の小競り合いの原因を作ったのは日本側にあると強弁する。

かくして同白書は、日本政府による2012年9月10日の尖閣諸島の購入が、「中国の領土主権に対する重大な侵犯であり、歴史的事実と国際法理をはなはだしく踏みにじるものである⁹」と「前書き」で述べていることから明らかなように、日本政府による尖閣諸島購入に対する抗議の形をとって、急遽、白書として国内外向けに取り纏めたものといえよう。

(2) 先代の了解と共通認識

『釣魚島白書』は、『固有の領土』に見られない「了解と共通認識」を引用して「国有化」を指弾する。1972年当時の田中首相と周総理が「日中共同声明」と「日中友好平和条約」を巡る交渉と調印の会談中に合意したとされる内容である。「了解と共通認識」は、『主権の侵犯』によると「両国の関係の大局を考慮し、魚釣島問題を暫時棚上げして、解決を後回しにすること¹⁰」だとする。また、1978年10月に「日中平和友好条約」批准書交換式に来日した鄧副総理が、同じ内容について福田首相と合意したとも主張する。

『主権の侵犯』は、日中両国が「魚釣島をめぐる係争問題の棚上げに

7 註4前掲書、42ページ。

8 日本政府が「領土問題はない」と繰り返しているが、これは、尖閣諸島の無主地先占による領土編入措置(領有権取得)が国際法上認められた権原取得であり、他国から問題視されることではないことを意味している。

9 註4前掲書、34ページ。

10 国紀平尾「魚釣島が中国領土の動かない証拠」、『人民中国』2012年増刊号、14ページ。

6 『人民中国』2012年10月号、6-14ページ。

ついて、了解と合意が存在していたかどうかは明白である¹¹⁾と記述しているが、その根拠について触れていない。この点について日本外務省に従うと、尖閣諸島の「棚上げ」や「現状維持」について合意した事実はなく、公開されている国交正常化の際の日中首脳会談の記録からも明らかであるとこれを明確に否定し、このことは中国へ幾度となく通告済みであるとする¹²⁾。

中国政府は、一方で日本に対し「了解と合意」に反して現状を変更したことを難じながら、他方で魚釣島およびその付属諸島を領土とする国内法を制定し、自ら率先して「了解と合意」に反して現状を変更している。すなわち中国は、1992 年 2 月に「中華人民共和国領海及び隣接区法」を制定し、尖閣諸島と南沙西沙を中国の領土と明記した。さらに 1997 年には「国防法」を制定し、海洋権益確保を人民解放軍海軍の任務とした。2012 年には「領海基線に関する声明」により、釣魚島（魚釣島）とその周辺島嶼の黄尾嶼（久場島）、南小島、北小島、南嶼、北嶼、飛嶼の領海¹³⁾、および赤尾嶼（大正島）の 2 つの海域に分けて、それぞれ直線基線で結ぶ領海を宣言したのは、前述したとおりである。

このような中国による「了解と合意」の一方的無視がある一方、日本の行為は、日本法に従って、私有地だった尖閣諸島を購入して国有地にしただけである。中国は、尖閣諸島の「国有化」をことさら大げさに非難しており、尖閣諸島の「国有化」を口実に、尖閣諸島の領土問題化を画策していると考えるのは自然であろう。

『釣魚島白書』は、「結びの言葉」の中で「国際法を尊重」の文言を使用している。すなわち「中国は日本が歴史と国際法を尊重し、中国の領土主権を侵害するあらゆる行為をただちにやめるよう強く要求する¹⁴⁾。」との記述である。尖閣諸島の領有権について国際法を尊重する立場の表

明は、尖閣諸島問題を政治的にではなく国際法的に解決する意図の表れであり、大いに歓迎すべきことである。

2 「釣魚島は中国の領土」の主張

(1) 『順風相送』と『冊封使録』の記述

『釣魚島白書』は、釣魚島を最も早く発見命名して利用したのは中国であり、したがって尖閣諸島は中国固有の領土であると主張している。すなわち、現時点で最も早く魚釣島、赤尾嶼などの地名を記載した史籍は 1403 年の『順風相送』であり、この史籍の記述が 14、15 世紀に中国が「釣魚島」を発見し、命名した証拠であるとする¹⁵⁾。同書には、確かに「魚釣嶼」や「赤坎嶼」の記載はみられるが、国際法上、これをもって発見あるいは命名したとする証拠とは言えないであろう。

明の太祖は、1372 年に使節を琉球に派遣し、琉球国王は明朝に朝貢を開始して以来、進貢貿易が 1879 年まで続けられたという。また、明の永楽帝との間に冊封関係が始まり、明と清は、1866 年までのほぼ 500 年間に 24 回にわたって琉球王国へ冊封使を派遣しているという。『釣魚島白書』は、明朝の冊封使であった陳侃が 1534 年に著した『使琉球録』、郭汝霖が 1562 年に著した『使琉球録』、清朝の冊封副使であった徐葆光が 1712 年に著した『中山伝信録』の輯記述を根拠に、古くから航路上の目印の島として認識していたとする¹⁶⁾が、これは正しい。

さらに『釣魚島白書』は、琉球の国相だった向象賢が 1650 年に監修した琉球国最初の正史とされる『中山世鑑』、琉球の学者の紫金大夫程順則が 1708 年に著した『指南広義』を引用し、中国と琉球の境界線が赤尾嶼と久米島間の黒水溝である沖縄海溝にあると主張する¹⁷⁾。この主張を補強する資料として、明朝の冊封副使の謝傑が 1579 年に著した『琉球録撮要補遺』、冊封使の夏子陽が 1606 年に著した『使琉球録』、清朝

11 同上、15 ページ。

12 http://www.mofa.go.jp/mofa/area/senkaku/qa_1010.html (as of 18/01/2013), p.9.

13 中国は、魚釣島とその周辺島嶼の領海を直線基線で囲んでいるが、魚釣島からはるか離れた黄尾嶼に向けて直線基線を引いている。これが領海の直線基線として認められるかについて問題がある。ちなみに、国連海洋法条約第 7 条 3 項は、「直線基線は、海岸の一般的な方向から著しく離れて引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。」と規定する。

14 『人民中国』2012 増刊号、42 ページ。

15 『釣魚島白書』は、航路案内書の『順風相送』を 1403 年に成立した尖閣諸島の地名を記載した最古の史籍で、中国は早くも 14、15 世紀に魚釣島を発見し、命名したことの根拠と記述（35 ページ）している。しかし、同書を手細に検討した結果、長崎にポルトガル人が在住しているとの記述があることから、同書は 1570 年以後の成立書となる（いしみのぞむ『尖閣釣魚列島雑説四首』、『純心人文研究』第 19 号 2013 年、55 ページ）とする意見もある。

16 註 4 前掲書、35 ページ。

17 同書、36 ページ。